

原議保存期間	3年(令和11年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 交 企 発 第 8 9 号
佐 本 生 企 発 第 2 0 9 号
佐 本 地 発 第 5 4 号
令 和 8 年 3 月 3 1 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	令和11年3月31日まで
企画第一係	
安全安心まちづくり推進室	

交 通 部 長
生 活 安 全 部 長

高齢者に対する安全対策の推進について（通達）

本県においては、全人口に占める65歳以上の高齢者の割合が約3割と高水準で推移しており、この割合は今後も一層高くなることが予想されていることから、これに伴い、高齢者が当事者となる事件事故の多発が懸念されるところである。令和7年中の情勢を見ると、交通事故死者の半数は高齢者であったほか、ニセ電話詐欺被害に係る高齢被害者の割合についても約4割と極めて高くなっており、県を挙げて、高齢者を交通事故や犯罪から守るための各種取組を推進しているところである。

県警察においては、これまでも、「高齢者に対する安全対策の推進について（通達）」（令和5年8月24日付け佐本交企発第174号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、各警察署において高齢者宅訪問による個別指導などを行ってきたところであるが、昨今の社会情勢を踏まえると、今後更なる対策が求められる状況であるため、下記に示す対策を引き続き推進されたい。

実施に際しては、交通部門、生活安全部門及び地域部門が相互に連携を図り、総合的な取組となるよう配意されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 高齢者宅訪問による個別指導

平成22年から実施している本個別指導は、巡回連絡等により、高齢者宅（家族等の同居の有無を問わない。）を訪問し、日常の行動実態等に応じた個別具体的な交通安全指導を実施するもので、交通部門と生活安全部門が連携し、ニセ電話詐欺被害防止の指導についても併せて行うなど、総合的な安全対策と位置付けているところである。

各位にあっては、部下職員に対して、交通事故やニセ電話詐欺の発生実態はもと

より、高齢者対策の必要性や具体的な実施要領などを指導・教養するとともに、実施に際しては、家族構成のほか、反射材着用の有無や使用車両の損傷状況を確認するなど、高齢者の生活実態に応じた指導となるよう努めること。また、ニセ電話詐欺被害防止の指導に当たっては、生活安全企画課から随時発出されている県警安全サポート情報やニセ電話詐欺被害防止虎の巻等の資料を積極的に活用し、被害に遭うかもしれないという危機意識を醸成するような広報啓発を推進すること。

なお、地域警察官が本個別指導を実施した際は、別添「高齢者安全対策（高齢者訪問指導）実施結果表」を活用して報告するなど、交通部門、生活安全部門との情報共有に留意すること。

2 交通事故に遭遇する危険性をうかがわせる高齢者への対応

警ら、事故捜査等の街頭活動において、交通事故に遭遇するような危険性をうかがわせる高齢者を把握した際には、現場における直接指導のほか、必要に応じ、対象者の自宅に赴くなどして、本人はもとより、家族に対しても指導を実施すること。

なお、把握した高齢者については、交通課と受持交番等双方で情報共有を図るなど、効果的なものとなるよう努めること。

3 広報啓発活動の推進

交番や駐在所が発行するミニ広報紙や管内のケーブルテレビ、自治体等が発行する広報誌・機関誌等のほか、SNSやデジタルサイネージなどあらゆる広報媒体を活用して、高齢者やその家族に対する交通事故防止及びニセ電話詐欺被害防止に関する広報啓発活動を積極的に推進すること。また、スマートフォンアプリ「防災ネットあんあん」やLINEアカウント「佐賀県警察あんしん情報」の登録についても推奨すること。

4 関係機関・団体等との連携

高齢者の防犯意識や交通安全意識を醸成するためには、平素からのワンポイントアドバイスなど、声掛けの頻度・精度等を高めることが重要であり、そのためには、警察活動のみならず、自治体をはじめとする関係機関・団体と連携を図り、積極的かつ効果的に活動してもらうことが必要である。

よって、関係機関・団体に対しては、協力依頼のみに終始することなく、発生実態のほか注意点等についてポイントを絞った情報を提供するなど、取組が効果的なものとなるよう配慮すること。

5 地域警察官に対する継続的な指導教養の実施

高齢者に対する効果的な防犯意識や交通安全意識を醸成し被害を防止するためには、地域警察官の指導力の向上が必要不可欠であることから、各警察署の交通部門及び生活安全部門の幹部にあっては、毎朝点検や地域指導等年間を通じた継続的な指導教養に努めること。

6 報告

高齢者宅訪問による個別指導を実施した場合には、訪問世帯数及び指導高齢者数を、交通安全教育月報により交通企画課企画第二係宛てに報告されたい。

また、他団体との連携による実施など、効果的な取組を実施した場合は、その都度、交通企画課企画第二係及び生活安全企画課安全・安心まちづくり推進室宛てに報告されたい。